様式第225号（その１）（第92条関係）

（表）

　　年度狩猟税申告書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 付受印 |  |
|  |  | 申　告　者 | 住所 |
|  | 県税・総務事務所長　殿年　　月　　日 | 氏名　　　　　　印 | 職業 |  |
| 狩猟免状交付　　　　年　　　月　　　日 | 狩猟免状の番号（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 狩猟免許の種類（該当するものを○で囲んでください。） | 第一種　　網　　わな　　第二種 |
| 狩猟をしようとする場所（該当するものを○で囲んでください。） | １　県下全域２　放鳥獣猟区のみ　　３　放鳥獣猟区以外 |
| 免許の種類 | 税率の区分（該当する区分の号数を○で囲んでください。）当該年度の県民税の所得割額の納付の必要の有無等 | 税　　額（地方税法第700条の52第２項第１号に該当する場合は、各税額の１／４の税額。同項第２号に該当する場合は、各税額の３／４の税額。※裏面参照。） |
| 第一種 | １号 | １　所得割額の納付を要する者２　所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く。） | １６，５００円 |
| ２号 | ３　所得割額の納付を要しない者で同一生計配偶者又は扶養親族以外のもの４　所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族５　所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族で農林水産業に従事するもの | １１，０００円 |
| 網　又は　わな | ３号 | １　所得割額の納付を要する者２　所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く。） | ８，２００円 |
| ４号 | ３　所得割額の納付を要しない者で同一生計配偶者又は扶養親族以外のもの４　所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族５　所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族で農林水産業に従事するもの | ５，５００円 |
| 第二種 | ５号 | 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 | ５，５００円 |
| 証紙貼付欄 | （注意）　　宮崎県知事の狩猟者の登録を受ける者は、県が発行する証紙を貼り付けてください。　　貼り付けた証紙を消印したり、汚損したりしないでください。 |
|  |  |  |  | お　願　い１　この申告書は、狩猟者の登録を受けるときに所轄の県税・総務事務所長に提出してください。２　第一種銃猟免許、網猟又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、２号又は４号税率の適用を受けるものは、裏面に市町村長の証明を受けてください。３　※印欄は、記入しないでください。 |
| ※処理事項 | 税額確認 | 番号第　　　号 | 摘要 |
| 年月日　　・　・ |  |
| 取扱者　　　　印 |  |

　（注）詳しくは、裏面を参照してください。

（裏）

　（注）

　１　地方税法第700条の52第１項第２号の税率又は同項第４号の税率が適用されるのは、次のいずれかに該当する場合です。（該当者は、市町村長の証明を受けてください。）

　　(１)　当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者で地方税法第23条第１項第７号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）又は同項第９号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）以外のもの

　　(２)　当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族

　　(３)　当該年度の県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族で農業、水産業又は林業に従事しているもの

　２　放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける場合は、狩猟税が地方税法第700条の52第２項第１号の規定により４分の１に軽減されます。

　３　２の登録を受けている者が、放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所の登録を受ける場合は、狩猟税が地方税法第700条の52第２項第２号の規定により４分の３に軽減されます。

　　証　　明　　欄（２号又は４号税率の適用を受ける者のみ）

|  |
| --- |
| 上記の者は、１　当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者で同一生計配偶者又は扶養親族以外のもの２　当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族３　当該年度の県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族で農業、水産業又は林業に従事しているものであることを証明します。　　　　　　年　　月　　日市町村長　　　　　　　　印　 |